

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領等の一部改正（案）について

令和 7 年 10 月
国土交通省航空局安全部
無人航空機安全課

1. 概要

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条の 85 第 1 項に規定する飛行禁止空域において無人航空機を飛行させようとする場合には、同条第 2 項又は同条第 4 項第 2 号の国土交通大臣の許可を、法第 132 条の 86 第 2 項に規定する方法によらずに無人航空機を飛行させようとする場合には同条第 3 項又は同条第 5 項第 2 号の国土交通大臣の承認をそれぞれ受ける必要があるところ、これらの許可及び承認に係る使用する無人航空機及び飛行させる者の要件等の具体的な審査基準については、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成 27 年 11 月 17 日国空航第 684 号、国空機第 923 号。以下「審査要領」という。）に規定している。

型式認証、機体認証及び無人航空機操縦者技能証明により許可・承認申請に係る手続の一部を簡略化する制度の運用開始より約 3 年が経過し、本制度の普及拡大及び令和 7 年 3 月の審査要領改正による申請手続の簡素化等を進めてきたことから、従来審査要領において許可・承認の申請手続の一部を省略可能としていた「ホームページ掲載無人航空機」及び「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」に係る運用を廃止する。

また、無人航空機の安全な飛行を確保するために必要と考えられる手順等を定めた「航空局標準マニュアル」の公開により「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」の活用例が減少していることから、関係する運用を廃止する。

2. 改正内容

○無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ）

- (1) 「ホームページ掲載無人航空機」及び「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」に係る内容を削除する。
- (2) 「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」に係る内容を削除する。
- (3) 前回改正までに一部誤記があったものについて修正する。

○無人航空機の飛行計画の通報要領

通報事項より「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」の種類及び番号等を削除する。

3. 今後のスケジュール

公布：令和 7 年 11 月頃

施行：令和 7 年 12 月頃